

学校施設を活用した放課後等の居場所づくりについて 提言(概要版)

平成19年11月2日

基本的な考え方

1. 子どもの権利の尊重

- 子どもは基本的人権を有する社会の一員として権利を保障していく必要がある。
- 大人の都合からではなく、子どもの最善の利益を基本として、あり方を検討した。

2. 学校施設の活用

- 本来、子どもの居場所は、家庭や地域など、様々な場所が考えられるべき。
- 学校は、子どもにとって使い慣れた身近な施設であり、大勢が利用できる施設がそろっていること、家に帰らずランドセルを置いたまま遊べるため、放課後の時間が短い小学校高学年の子どもも参加しやすいことなど、実施上のメリットが多い。
- 地域社会全体を視野に入れ、各地域において、公民館や集会所などでの居場所づくりと連携することを前提に、「学校施設の活用」を中心に検討した。

□子どもの居場所の望ましいあり方に向けて

1. 子どもの遊びの意義と現状

(1) 子どもの発達に欠かせない遊び

- 子どもは、学校の勉強だけで育つわけではなく、心身の健やかな発達には、仲間との遊びが不可欠。
- 子どもの遊びには、①自分の意志に基づいて自由に、自発的に行われる活動、②面白さ、楽しさを追求し、喜びの感情をともし活動、③遊ぶこと自体が目的となっている活動、④創造的な活動、といった特質がある。

(2) 子どもの遊びの現状

- 1960年代から地域の子どもの社会は急速に崩壊し、今では、時間と場所があり、仲間がいても外でほとんど遊んでいない。
- たとえ遊んでいても、①時間が非常に短く、②場所は自分の家や友達の家を中心とした屋内、③仲間は1人、あるいは2～3人の少人数、④内容はテレビ視聴やテレビゲームなどの個人的、非活動的なもの、といった特徴がある。

(3) 遊びの体験の欠損が子どもの成長・発達に及ぼす影響

- 時間を忘れ、夢中になって遊ぶ時期の子どもが「遊ばない」「遊べない」ということは、①社会性、協調性、人間関係能力が育たない、②生きた知識、生活の知恵が育たない、③体力、運動能力、器用さが育たない、④自主性、耐性、創造性、思いやりの心、自尊感情(自信)などが育たない、⑤心の健康、精神衛生がよくない、といった発達上の影響を及ぼす。
- 遊び、特に屋外における集団での遊びは、子どもたちの育ちにとって、なくてはならない「栄養素」である。

(4) 子どもの遊びが衰退した理由

- ①遊びの重要性に対する大人の無理解、②塾やおけいごなどの優先などによる遊ぶ時間のなさ、③時間が合わないことなどにより遊ぶ仲間がいないこと、④宅地化などによる遊ぶ場所の減少、⑤遊び方が継承されないことにより遊び方がわからないこと、⑥テレビやゲームなどのメディアの影響、⑦子どもが被害者となる犯罪の発生などにより、子どもは遊ばなくなった。

資料4

2. 福岡市におけるこれまでの取組み

現在、福岡市で実施されている事業について、その内容を確認し、これまでの成果や抱えている課題を整理する。

(1) 留守家庭子ども会事業

- 児童福祉法に基づき、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの子どもに、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る。
- 子どもに家庭的な雰囲気や安心感を与えると同時に、親の仕事と子育ての両立を支援している。
- クラスや学年が異なる子どもの交流による健全育成面での効果など、多くの実績とノウハウを持ち、ほぼ全小学校で、学校施設を活用して実施していることも特長。
- 参加する子どもの数の増加で狭隘化している施設があるほか、対象が限定されていることで、それ以外の子どもとの遊びや交流ができにくい面がある。

(2) 昼間校庭開放事業

- 小学校の校庭等を学校教育に支障のない範囲で開放し、子どもに安全な遊び場を確保して、健全な遊びと集団活動を促進する。
- ほぼ全小学校で実施され、校庭開放指導員を配置し、安全に安心して遊ぶことができるが、通常は遊びの指導までは行われず、利用者の少ない学校も見受けられる。

(3) 放課後の遊び場づくり事業

- すべての児童を対象に、学校施設を活用し、放課後にランドセルを置いたまま、自由に安全に遊びや活動をする場を提供し、健全な育成を図る。
- 集団での自由な外遊びにより、健全な成長に高い効果が期待でき、ボランティアで参加する保護者にとっても、他の保護者との交流などのメリットが期待できる。
- 自由で自発的な遊びを引き出すにはいたっておらず、また、ボランティアの参加が前提のため、実施校が増えない。

(4) 公民館などを拠点とした「子どもの居場所」づくり

- 地域を中心に、公民館や集会所で、居場所づくりを行っている校区もある。
- 地域が一体となって実施し、子どもの健全育成に大きな効果をあげている。
- 子ども会をはじめとする地域での活動は、参加する子どもの数が大きく減少し、こうした取組みにも影響が出始めている。

3. 子どもの居場所の望ましいあり方

子どもの居場所の目指すべき姿として、次の3つの居場所のあり方を提案する。

(1) 誰もがいつでも集え、自由に自発的に遊べる居場所

- 家庭環境の違いや障がいの有無にかかわらず、学年やクラスの枠にもとらわれず、すべての子どもがいつでも参加でき、集団で自由に、そして自発的に遊びや活動ができなければならないと考える。

(2) 安心して過ごすことができる心の居場所

- ありのままの自分が受け入れられ、心の緊張を解消できる環境も必要であり、安心してくつろげる生活の場、つまり心の居場所としての役割も考えなくてはならない。

(3) 地域、保護者、学校、行政が協力して支える居場所

- 地域や保護者が事業の運営や実施に参加し、自治的な運営の主体として携わることによって、「地域の教育力」「家庭の教育力」を再生していくことが必要と考える。
- 学校や行政も、それぞれの役割を果たすとともに、NPOなどにも、大きな役割が期待される。

□期待される子どもの居場所の実現に向けて

1. 居場所の具体的な内容

福岡市独自の、いわば福岡市方式とも呼べるような子どもの居場所の実現に向け、具体的な事業の内容とその進め方について提案する。

(1) すべての子どもを対象とした居場所づくり

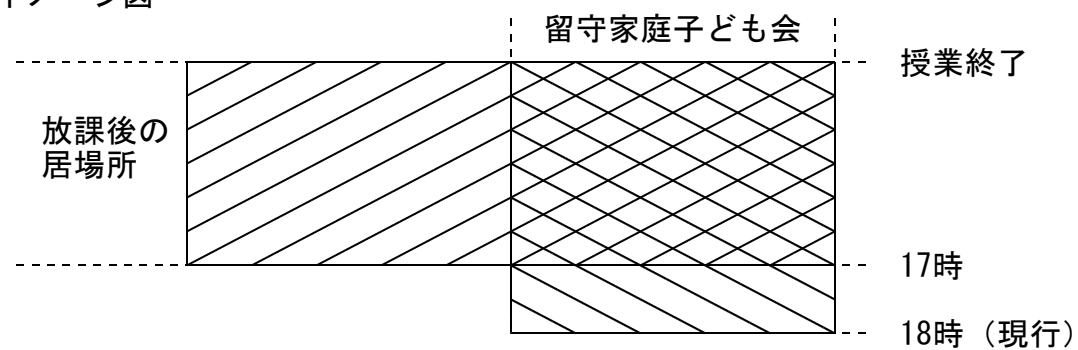
① 留守家庭子ども会の蓄積を活かして

○ほぼすべての小学校で学校施設内に設置され、40年の歴史の中で培われた多くの実績やノウハウを持ち、本市の財産とも言える留守家庭子ども会の蓄積を活用することも大切にしたいと思う。

② すべての子どもを対象に、遊び、活動の場、機会を

○保護者が仕事等のため昼間家庭にいない子どもについては、特別の配慮を行う必要があると考えるが、遊びについては、留守家庭の子どもとそれ以外の子どもを区別することなく、ともに活動する機会を保障することで、より高い健全育成効果をあげることができると考える。

イメージ図



○放課後の居場所は、留守家庭子ども会の子どもを含む、小学1年生～6年生までのすべての子どもが参加でき、授業終了後、17時まで実施。

③ 異年齢集団での群れ遊びの機会を

○発達に応じたプログラムにより、自由な遊びに加え、高学年になっても参加し、成長できる内容とするなど、クラスや学年の枠にとらわれず、集団で、そして自由に、自発的に遊び、活動することができる場所と機会を設けることが必要と考える。

○遊びが伝承されていない子どもに対し、最初は積極的に遊びを指導し、その後、離れて自主的な活動を促すなど、指導の方法にも工夫が必要と考える。

④ 安全性の確保のために

○事前に保護者と子どもの意思確認を行い、登録制度などにより、子どもの所在がしっかり把握できるなど、保護者が安心して参加させることができるシステムが必要と考える。

⑤ 障がいのある子どもも一緒に

○障がいのある子どもの参加には、円滑な受け入れのため、追加スタッフを配置する必要があると考える。

○障がいのある子どもとそれ以外の子どもと一緒に遊んだり、時には、個別に離れてすごしたりできるよう、状況に応じた臨機応変なプログラムを準備する必要があると考える。

(2) 学校施設を活用した居場所づくり

① 校庭や体育館等を使用して遊びや活動を

○校庭や余裕教室、体育館などを自由遊びや活動の場として使用するとともに、自分の趣味や興味のあることをしたい子どものために、特別教室も使用できる方向で検討する必要があると考える。

○公民館や集会所などで、地域が独自に進めている居場所づくりの取組みとも連携を図り、内容を充実させていくことが望まれる。

② 各小学校の状況に応じて

○各小学校ごとの施設の状況に応じた事業の実施方法を検討する必要があると考える。

○使用する場所には見守りを置くなど、安全管理の徹底を図ることが必要と考える。

(3) 地域、保護者、学校、行政がそれぞれの役割を果たす居場所づくり

① 地域、保護者を主体とした運営

○運営については、各校区ごとに、地域や保護者、学校やこれらの関連団体の代表による運営委員会を設置し、地域や保護者に見守りなどのボランティアにも参加してもらうなど、地域、保護者を中心に実施していくことが必要と考える。

○運営委員会に、子どもも参加することにより、本当に子どもが求める、子どもにとって必要な居場所をつくることができ、地域のまとまりを高めていくこともできると考える。

○『「いーな」ふくおか・子ども週間』などとも絡めて、企業の理解を深め、保護者が参加しやすい環境づくりを進めることも望まれる。

○地域の子どもの関連団体、スポーツ団体などにも遊びの指導や見守りなどで参加してもらうことが期待される。

○学生ボランティア制度などによって、比較的子どもと年齢の近い大学生にも、ボランティアとして参加してもらうなど、子どもにとって、より魅力的な事業とすることが期待される。

② 行政の役割は、広報、安全管理、人材育成、運営への協力などの条件整備

○行政は、遊びの重要性を広くPRし、積極的な参加を促していく必要があると考える。

○また、適切な人員配置による安全管理の徹底、非常時に備えての連絡体制の整備、人材の確保やコーディネーターの育成が必要と考える。

○余裕教室の改築や校庭の一部芝生化など、学校が居心地のいい場所となるよう整備することが望まれるとともに、事業の検討や検証・評価などを行う推進委員会を福岡市に設置する必要があると考える。

③ 速やかな条件整備と、さらなる発展

○実施可能な条件を整え、速やかに実施すべきだが、全市一律の実施ではなく、地域の状況の違いなどに対応するとともに、実施校でのデータやノウハウの活用等により、よりよい事業に、たえず発展させることが重要と考える。

(4) 推進センターの設置

○専門的、実務的に優れたスタッフを擁する、推進センターとしての機能を持つ常設の組織の設置が必要と考える。

○具体的な役割としては、①コーディネーターやプレイリーダーの養成・研修、②情報の収集と提供、③プログラムの開発、④居場所づくりに関する調査・研究、⑤居場所づくりに関する相談・支援などの業務を行うことが期待され、行政と地域を結ぶ役割を担う存在であることが望ましいと考える。